

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学研究科長及び領域長の選考に関する規程

平成17年1月18日
規程第 1 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則（平成16年基本規則第1号。以下「規則」という。）第14条の2第3項及び第15条第3項の規定に基づき、研究科長及び領域長の選考に関し必要な事項を定める。

(研究科長等選考時期)

第2条 研究科長又は領域長（以下この条において「研究科長等」という。）の選考は、次の各号のいずれかに該当するとき、速やかに行うものとする。

- (1) 研究科長等の任期が満了するとき。
- (2) 研究科長等が辞任を申し出たとき。
- (3) 研究科長等が欠員となったとき。

(資格)

第3条 研究科長は、研究科の運営を適切かつ効果的に実施できる能力を有する教員のうちから選考する。

2 領域長は、領域の運営を適切かつ効果的に実施できる能力を有する教員のうちから選考する。

(選考機関)

第4条 規則第14条の2第2項に規定する研究科長選考会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長（学長候補者が決定している場合は、学長候補者とする。以下同じ。）
- (2) 常勤の理事（理事候補者が決定している場合は、常勤の理事候補者とする。以下同じ。）

2 規則第15条第2項に規定する領域長選考会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 常勤の理事
- (3) 研究科長（研究科長候補者が決定している場合は、研究科長候補者とする。）

3 研究科長選考会議及び領域長選考会議（以下「選考会議」という。）にそれぞれ議長を置き、学長をもって充てる。

4 議長は、選考会議を主宰する。

- 5 選考会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 6 選考会議の議事は、出席委員の3分の2以上をもって決する。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、研究科長及び領域長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年1月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(最初の選考に関する経過措置)

- 2 この規程の施行前に、平成30年度に開設する先端科学技術研究科の研究科長の選考等に関する取扱（平成29年12月4日学長裁定）により研究科長候補者及び領域長候補者として選考された者は、それぞれ改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学研究科長及び領域長の選考に関する規程第4条第1項及び第2項に規定する選考会議で選考されたものとみなす。